

## 江北町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(令和3年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、江北町補助金等交付規則(昭和61年江北町規則第10号)及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)による汚濁負荷量の除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L(日間平均値)以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物(業務の用に供する部分を併設する場合は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付対象となる地域は、特定環境保全公共下水道事業認可区域及び農業集落排水整備事業認可区域又は浄化槽市町村整備推進区域以外の区域とする。

(補助金の交付条件)

第4条 前条に規定する補助対象区域において、専用住宅に浄化槽を設置しようとする者に対し別表に定める補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 町長が別に定める浄化槽の工事基準に適合しない方法により浄化槽を設置する者

- (3) 事業の目的（販売・賃貸等）で浄化槽を設置する者
- (4) 町税等を滞納している者

（補助金の対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象経費は、浄化槽本体の設置に要する費用とし、補助金の額は、別表左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表右欄に定める金額とする。ただし、設置に要する費用が別表の設置費用（基準額）の欄に定める額を下回る場合は、当該経費に相当する金額とする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証の写し
- (3) 賃貸人の承諾書（専用住宅を借りている者に限る）
- (4) 位置図
- (5) 住宅各階平面図及び配置図
- (6) 排水設備関連図面
- (7) 浄化槽本体の設置に要する費用がわかる見積書の写し
- (8) 誓約書(様式第2号)
- (9) 納税証明書（滞納のない証明）
- (10) その他、町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(様式第4号)によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは、廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により、町長に報告してその指示

を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後、1ヶ月以内(第8条第1項の規定により、事業の中止又は、廃止の承認を受けた場合は、当該承認申請書を受理した日から1ヶ月以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検及び清掃業者との維持管理業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査浄化槽法第7条検査依頼書
- (3) 合併処理浄化槽設置工事写真
- (4) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (5) 設置者宛ての浄化槽工事領収書の写し

(交付額の確定)

第10条 町長は、第9条の規定により提出された実績報告書の審査及び設置場所での竣工検査を行い、補助事業の成果が、補助の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(様式第7号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、第10条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取り消し)

第12条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するために、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表(第4条関係)

人槽区分	設置費用(基準額)	補助限度額
5人槽	837,000円	332,000円
6~7人槽	1,043,000円	414,000円
8人槽~	1,375,000円	548,000円